

避難施設としての「梅ヶ谷津偕楽園」

永松義博*, 杉本和宏, 吉田 健, 吉田裕二

南九州大学 環境園芸学部 環境園芸学科

2016年10月1日受付; 2017年2月1日受理

Umegayatsu Kairakuen as an evacuation shelter

Yoshihiro Nagamatsu*, Kazuhiro Sugimoto, Takeshi Yoshida, Yuji Yoshida

*Faculty of Environmental Horticulture, Minami-Kyushu University,
Miyakonojo, Miyazaki 885-0035, Japan*

Received October 1, 2016; Accepted February 1, 2017

Matsura Hiromu, the 10th lord of the Hirado Domain during 19th century feudal Japan, established the manor of Umegayatsu Kairakuen as part of his fiscal reconstruction policies. In the present study, we investigated the historical functions of Umegayatsu Kairakuen, the garden villa of the Matsura family, as well as those of an experimental ground for industrial promotion. In the 'Umetsu Enshu Kokoroe Shujin no Maki', a scroll document written by Matsura Hiromu, Umegayatsu Kairakuen was described as a place for performing 'Kado', 'Kikudo' and 'Sado', which were the tenets of the Matsura family. The family would host activities, such as Senke-style tea parties, at the manor, intended for passing down the 'Chinshin-style' tea ceremony founded by Matsura Shigenobu, the first lord of the domain. However, the scroll also revealed that the manor served as an evacuation shelter in the event of fires. The premises were furnished with fire-extinguishing equipment, with displayed tanka poetry used to emphasise the importance of respecting fire and knowing where to evacuate. These findings made it clear that the manor was established not only to pass down the family accomplishments to posterity but also to be used as a safe evacuation facility in case of emergencies.

Key words: Hirado-Domain, Umegayatsu Kairakuen, Matsura Hiromu, evacuation shelter.

1. はじめに

長崎県平戸市は、かつて西洋の玄関口として栄えた土地である。江戸時代においてヨーロッパの国々との交流が盛んに行われ、海外貿易によって潤っていた平戸藩であったが、寛永18年(1641)に平戸オランダ商館が長崎出島に移転したことによって財政が困窮した。さらに、元禄2年(1689)に財産分与して平戸新田藩が立藩されたことや、元禄4年(1691)平戸藩第5代藩主・松浦棟(図1)の寺社奉行着任、宝永4年(1707)から始めた亀岡城再建により、平戸藩の財政は悪化した。そのため、松浦棟以後の歴代藩主は農民の救済や殖産振興による財政の立て直しを試みた。特

に、第10代藩主・松浦熙(図2)は、土地改良や新田開発、紙漉事業、和洋菓子製造を行い藩政興隆のため尽力するとともに、財政立て直し策として殖産振興実験場としての「梅ヶ谷津偕楽園」を造成した¹⁾。本研究では、梅ヶ谷津偕楽園の実験場以外の機能を絵図面や文献史料によって明らかにした。

2. 研究方法

平戸の記録『平戸咄』²⁾、梅ヶ谷津偕楽園の記録簿『梅谷津御園亭号并出所』³⁾、松浦家歴代藩主の記録『家世年表』⁴⁾、梅ヶ谷津偕楽園の絵図面「梅谷津御園地一圓分間図」⁵⁾等の文献史料及び現地調査により園内の詳細を調査した。

*連絡著者



図1. 松浦棟 肖像画

享保9年(1724) 松浦史料博物館蔵(110×57.5cm)



図2. 松浦熙 肖像画

天保6年(1835) 松浦史料博物館蔵(125×58cm)

3. 梅ヶ谷津偕楽園について

(1) 梅ヶ谷津偕楽園の造成

梅ヶ谷津偕楽園は、松浦熙が別荘庭園として整備した所であり、かつて春ヶ谷津という地名で呼ばれていた。松浦棟の茶屋や住居が設けられ²⁾、家屋は松浦熙の側室である幾世の居宅にもなったほか、松浦熙の娘である秀姫も一時的に居住したことが明らかとなった⁶⁾(図3)。

文政13年(1830)、荒廃した土地を整備するために平戸宮の町の酒屋の息子であった近藤慶吉が園主に選任され、同園の造成が開始された。整備をするにあたって山を切り開いて平地を設けたが、高木や岩などには極力手を加えず、庭木も数種にとどめて元来の景観の

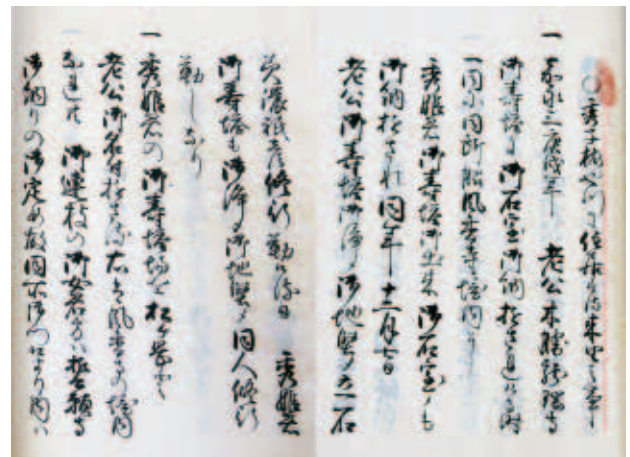


図3. 秀姫が居住した記述

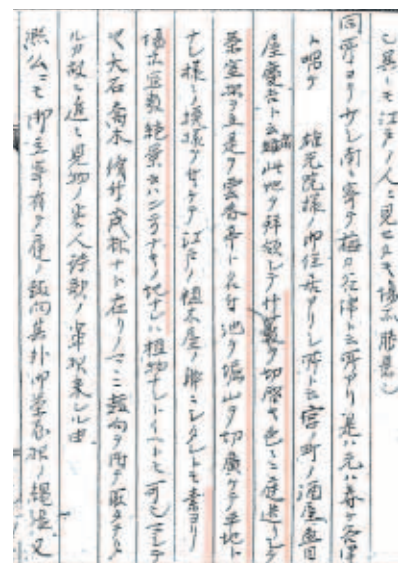
『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858) 第31巻
松浦史料博物館蔵(29×18cm)

図4. 偕楽園の造成に関する記述

『平戸呟』天保5年(1834) 長崎歴史文化博物館蔵(25×18cm)

良さを活かしたことが記されており²⁾(図4)、同年の落成後も、敷地内の稲荷社の整備が進められた。天保14年(1843)には、詩経「大雅」の霊台の篇に「古の人は民と偕に楽しむ 故に能く楽しむなり(民に与えて共に楽しめば、さらに楽しめる)」という孟子の漢文³⁾(図5)にちなんで園号が「梅ヶ谷津偕楽園」と名付けられた⁴⁾(図6)。

(2) 梅ヶ谷津偕楽園の園主

松浦熙は梅ヶ谷津偕楽園完成後、近藤慶吉を初代園主に任命し「魚目屋の梅屋敷慶吉」という文字を句の上に置いて、一首の戯れ歌「梅ヶ屋の長うた」⁷⁾(図7)を贈っている。また、天保3,4年(1832,1833)頃には「…うぐひすの友は誰ぞと花に問へり」という和歌と共に姓名「鵬友」という名前を与え²⁾(図8)、身分を武士に昇格させた。登城時の服装の見本を示した人形が現存している(図9)。また、熙が描かせたと伝

わる鵬友の肖像画(図10)も残っており、熙の直筆で「面かげは まかれるもまた 愛でられぬ ころばかりはすなおにもがな(おまえはどこからどう見てもひん曲がったようで、男前には見えないけれども、自然を愛する心は非常に素直でよい)」⁸⁾と詠んだ歌が記されている。

4. 『梅谷津園守心得拾塵の萬菟』について

天保14年(1843)12月、松浦熙は園内における管理方法や芸能に関する事など、園守としての心得を自筆した『梅谷津園守心得拾塵の萬菟』⁹⁾(図11)を鵬友に残した(図12)。熙は其中で、常に園内の手入れを怠らないように指示し、園亭の衛護が薄くなることを危惧して武芸を学ぶことは禁じており、園亭が廃絶しないように守っていく心を要としている。また、

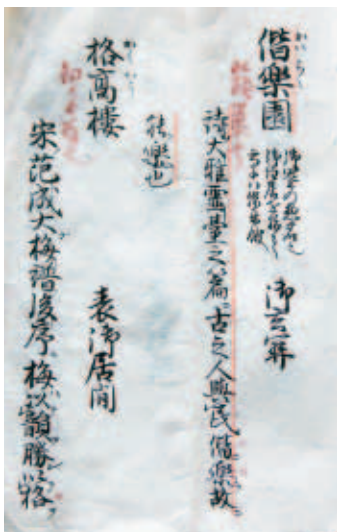


図5. 園号の由来

『梅谷津御園亭号并出所』年代不詳
梅谷家所蔵(23.8×15.2cm)

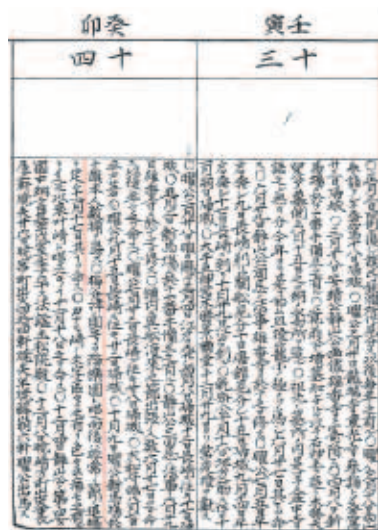


図6. 偕楽園命名の記録

『家世年表』弘仁元年(810)～明治元年(1868)
松浦史料博物館蔵(25×18cm)

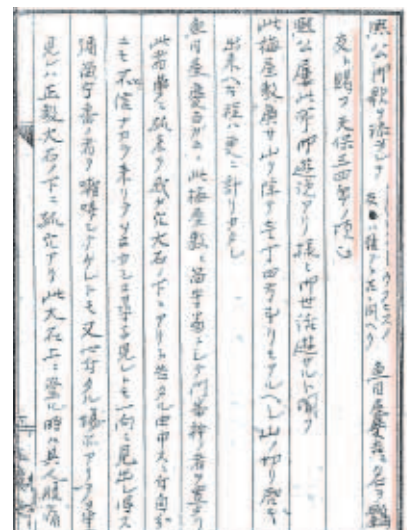


図8. 鵬友命名に関する記述

『平戸咄』天保5年(1834)
長崎歴史文化博物館蔵(25×18cm)

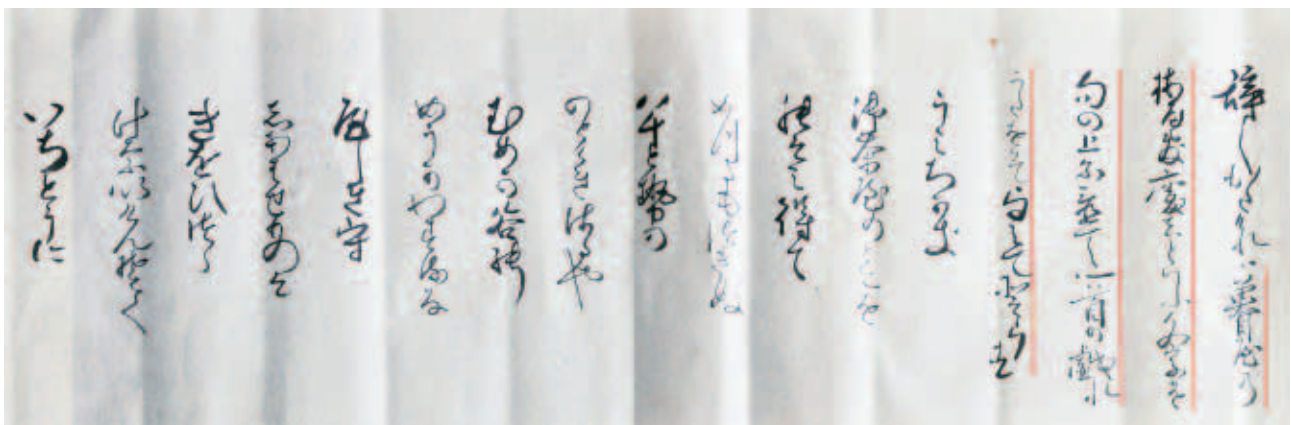


図7. 「梅ヶ屋の長うた」天保2年(1831) 梅谷家所蔵(15.5×113cm)

『亀岡随筆』⁶⁾にも「木勝梅谷津両所の事」として、梅ヶ谷津は第5代平戸藩主・松浦棟に縁ある場所であるため、建てられた意味を後世まで理解し、変わることなく伝わることを強く望む旨が記されており（図13）、松浦熙の梅ヶ谷津偕楽園に対する強い思いと、祖先を敬う気持ちが窺える。『梅谷津園守心得拾塵の萬崑』に記された主な内容は下記の通りである。また、その詳細を表1に示した。

（1）手入れと家業について

園内の手入れをこまめにすることや、歌道・鞠道・茶道の「三道」を家業として他の芸能に手を出さないよう記している。特に茶道に関しては「千家を学び、雅趣を嗜み、炉開・発会・風炉の三つを定式と心得て、



図9. 登城時の服装を示した人形
梅谷家所蔵（19×14cm）



図10. 近藤慶吉 肖像画
年代不詳 梅谷家所蔵（90×38cm）

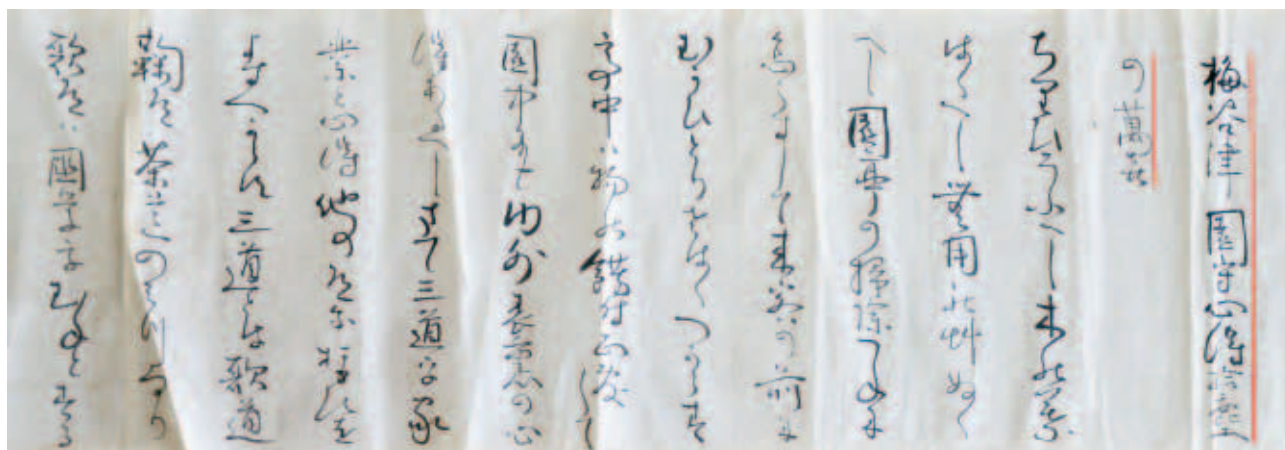


図11. 『梅谷津園守心得拾塵の萬崑』 天保14年（1843） 梅谷家所蔵（15.5×725.5cm）

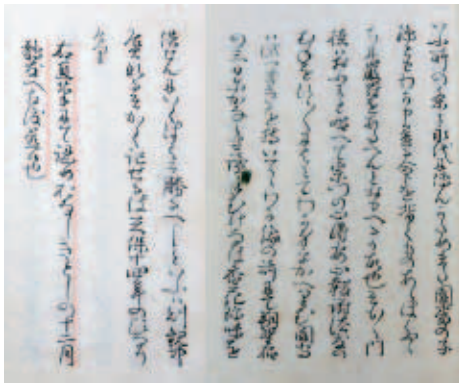


図12. 梅谷津園守心得拾塵の萬菟を鷗友に渡した記録

『亀岡隨筆』天保4年(1833)
～安政5年(1858) 第67巻
松浦史料博物館蔵(29×18cm)

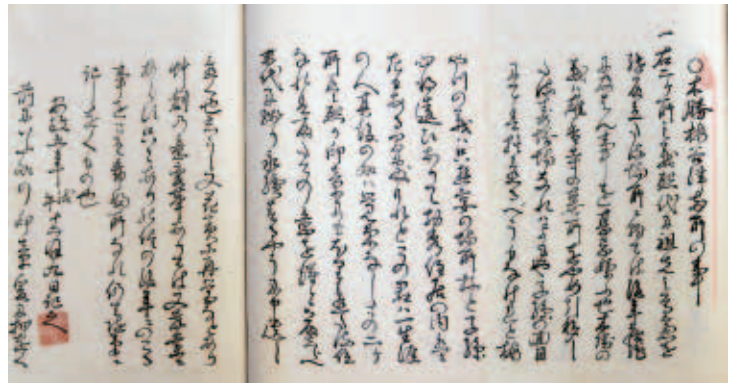


図13. 木勝・梅谷津に関する記述

『亀岡隨筆』天保4年(1833)～安政5年(1858) 第67巻
松浦史料博物館蔵(29×18cm)

表1. 『梅谷津園守心得拾塵の萬菟』の内容

管理	・ごみは拾う ・木の葉は掃く ・必要のない草は抜く ・掃除は客が来る前になって行うのではなく、毎日怠らないように心掛ける ・屋敷の中は飾り付けを正しくし、園内においても内外表裏の心得をもつ ・園亭の修理は大破に及ばないうちに行う ・その時の当主の命令であっても、理由なく園亭の様を変えることは私に背くことになる ・理由なく園亭の様を変えようとする者がいれば、この書き物を使って弁明する ・追々行うことが崩れないように守っていくことが要である ・非常時の立退き場と定めたため、尚更この心得が変わらず緩まないようにする ・心得を永代に伝えるため、園番の子孫であっても私の命令に背くものがいれば直ちに厳罰を与える ・日々鷗友に申し付けたことも書き留め、決して忘れず、幾年を経ても園亭廃絶に及ばないよう気をつける
家業	・三道(歌道・鞠道・茶道)を家業と心得て、他の道に関心を持つてはいけない ・歌道は国学を中心とするのではなく、春秋の題供を努めて和歌をよく読む ・鞠道は二季に定めて、庭鞠を催すことをやめず、つねに修業を怠らないようにする ・茶道は千家を学び、雅趣を嗜み、炉開・発会・風炉を常式と心得て、礼儀正しく振る舞うことまでも茶道の一つとして日頃から心掛ける ・松浦家は天祥公の流儀を末代まで伝えていかなくてはならないのに、千家を立て、数寄屋までも造り残していることには深い意味がある ・楽翁君の茶室の壁書などもつねに目を遠ざけてはいけない ・三道に執着し、珍器名物を集めてはいけない ・十分まで極めてはいけない ・驕奢の心を起こしてはいけない ・代々宗匠家となり門弟にもできるようにしないといけないが、利益を得るために人に教え、商人のようにならないようにわきまえる ・人には得意・不得意があるため三道全てを優れたものにすることは容易ではないが、家業の職とするからにはどの道を優劣のないように代々申し継いで心掛ける
子孫・跡取り	・娘には縫物や機おりを学ばせ、どこへ嫁いでもその家を守り支えなくてははいけない ・姪婦に育て上げて後から悔む親は笑うべきものである ・嫡子であっても自ら定めを崩す性格が見受けられれば、その旨を言って外に養子に出し、ふさわしい二男や三男に跡を譲るべきである ・男子にふさわしい人がいない時は、相応の子供を養って嫁を迎え入れる ・嫡子が代々完全に家を継ぐことは喜ばしいことである ・鷗友とつけた吉例をもって、友の字を子孫までも通り名に用いる ・書跡が拙いことは恥ずべきことであるため、書道は習う
学問	・書流は和洋・唐洋どちらも書き習うべきである ・詩文も少しは読めなければ、あまりに文盲に落ちる ・人倫五常忠孝の道は離れ難いため、聖教はよそ事だと思っていけない ・学問の筋も知らずにいてはいけない ・神の道、仏の道までも携わずにいては、三道を歩んで行く時に困ることだろう ・自分自身が嗜み成し得ても、もてはやしてはいけない ・猿楽は、和歌や小謡をうたうくらのことは許せるが、囃子の役をして猿楽者に交わると、後から恐ろしいことになる

鳴もの	・尺八・一節切は古来隠者の吹きもののため、許すといっても流行歌を吹いたり三味線などに合わせたりすることは本意ではない ・娘がいたとしても琴・三味線は習わせてはいけない ・慰めのために私も吹くため禁止ではないが、みだりによその会に交わる必要はない
人付き合い	・冠婚葬祭や年賀の世間並みの付き合いは離れ切る ・人が来ても挨拶には行ってもいい ・人が亡くなってもよそには運ばず園内の端に葬り、くれぐれも手輕にして誠実に祭らせる ・忠義を尽くすことが本意であることを後継ぎへよくよく申し置く ・賓客があったとしても、決して珍味美肴でもてなしてはいけない ・賓客には深切な心で風流雅趣をもつててもてはやし、それを嬉しく思わない人は構わずにしておく ・歌会や茶事などの付き合いであっても、後宴に交ざり酒食をむさぼり、みだらで下品な音曲を楽しむことは、君命に背く破戒とすべきことである ・園亭に務める者は凡人の誘いにつられてはいけない ・風流を理解する人以外はみだりに世の人と付き合ってはいい ・有用な人以外は園内に泊めてはいけない
禁止事項	・三道の他に関心を持つこと ・三道に執着して珍器名物を集めること ・三道を十分まで極めること ・三道を利益のために人に教え、商人のようになること ・驕奢の心を起こすこと ・私の教えに背くこと ・武芸を習うこと ・当主の命令であっても理由なく園亭の様を変えること ・酒宴や遊びの場となること ・囃子の役をして猿楽者に交わること ・娘に琴・三味線を習わせること ・釣りや殺生 ・小船を持つこと ・賓客を珍味美肴でもてなすこと ・風流を理解する人以外の人と付き合うこと ・有用な人以外に園内に宿を貸すこと

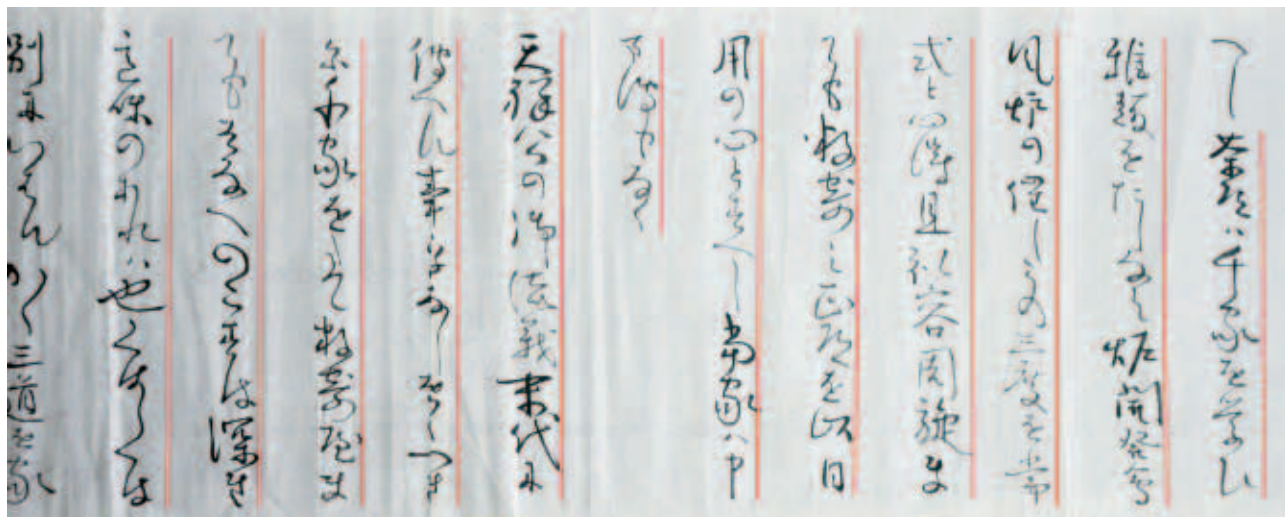


図14. 茶道についての記述

『梅谷津園守心得拾塵の萬毘』天保14年(1843)
梅谷家所蔵(15.5×725.5cm)

礼儀正しく振る舞うことまでも茶道のひとつとして日頃から心がけよ。松浦家は天祥公の流儀(鎮信流)を末代まで伝えていかななくてはならないが、千家を立て、茶室まで建てたのには深い理由がある。」と記している(図14)。

(2) 書道や鳴物について

三道の他であっても「書道」だけは習うべきであると記している。筆跡が拙いことは恥ずべきことであり、和洋・唐洋どちらの書流も書けるよう修練するように命じている。また、鳴物に関しては尺八、一節切の独



図15. 一節切
梅谷家所蔵 (33cm・径2cm、35cm・径2cm)

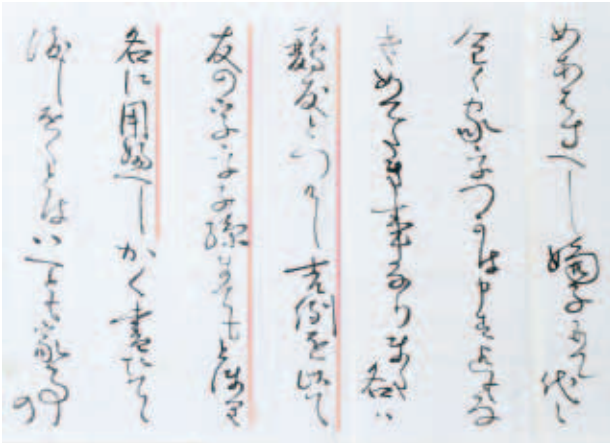


図16. 代々名前に友の字を使うように指示した記述
『梅谷津園守心得拾塵の萬崙』天保14年(1843)
梅谷家所蔵 (15.5×725.5cm)

奏は隠者の吹くものであるとして許可されたが、流行歌を吹いたり三味線などに合わせたりすることは本意ではないと記されていた。園内には「音の様」ゆかりの尺八や一節切(図15)が保管されている。

(3) 園内で禁止されていたこと

園主は殺生や釣りを禁じられていたため、釣りができないように園付の小船の所有を厳しく禁止したが、梅ヶ谷津偕楽園において物を運んだり移動する際、船がなく不便なときは周辺住民から借りて使うことは許可されていた。また、後々の領主が園内の造形を理由なく変えようとしたときは、領主といえども祖先の意思を優先するべきであるため、『梅谷津園守心得拾塵の萬崙』を見せてその旨を伝えるようにと命じている。

(4) 後継に関すること

熙は、「長男が代々家を継ぐことは最も喜ばしいことであるが、素行が悪い、家風に合わない、雅を理解しないといった人物であるならば、外へ養子に出し、次男や三男に跡を譲るべきである」と書き記している。さらに「男子でふさわしい人物がいなかった場合は、ふさわしい男子を養育し娘の婿として迎え入れてもよい」と記されており、園主の人となりが重視されていた。また熙は、園主の名に関して「鸛友とつけた吉例をもって、友の字を子孫までも通り名に用いよ」と命じてい



図17. 狙友の嫁・貞の長襦袢
木下逸雲 筆 梅谷家所蔵 (155×63cm)

表2. 歴代園主

初代	梅谷鸛友(近藤慶吉・近藤正雄・魚目屋慶吉)
2代	梅谷狙友(正敬)
3代	梅谷蝶友

る(図16)。鸛友には子どもがいなかったため、甥の正敬を跡取りにした。正敬も熙から「狙友」という名を賜り、梅ヶ谷津偕楽園の2代目園主となった。狙友は、江戸後期において長崎三大大家といわれ、熙と親しい関係にあった木下逸雲の長女・貞を妻に迎えた。逸雲が婚礼の祝いとして贈ったとされる長襦袢(図17)が現在も残っており、そこには梅ヶ谷津偕楽園で行われる稲作の様子が四季折々の風景を交えて描かれている。明治に入ると、第12代藩主・詮が3代目の「蝶友」に梅ヶ谷津偕楽園を下賜している。歴代の園主を表2に示した。

5. 庭園としての機能

梅ヶ谷津偕楽園には、藤のパーゴラ(図18-①)、池泉(図18-②)オランダ船の碇に灯籠をつり下げた装飾品(図18-④)などが設けられ、茶道、詩歌、蹴鞠といった諸芸が行われた。



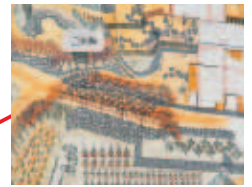
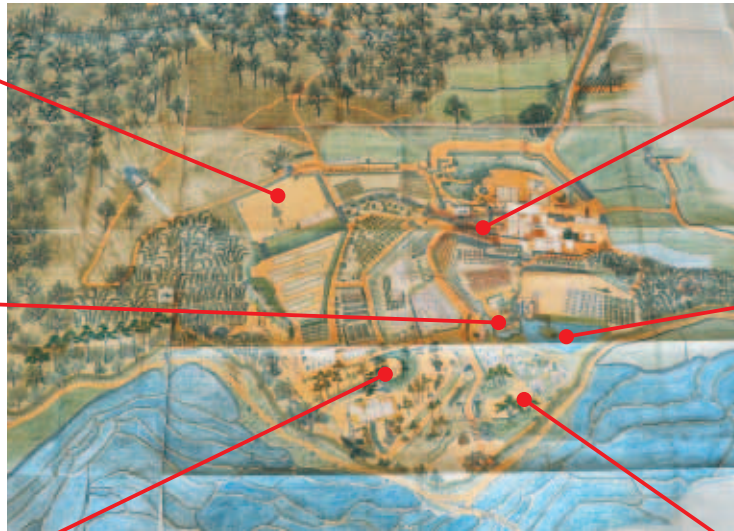
⑥蹴鞠場



⑤今日庵



④碇の装飾品



①藤のパーゴラ



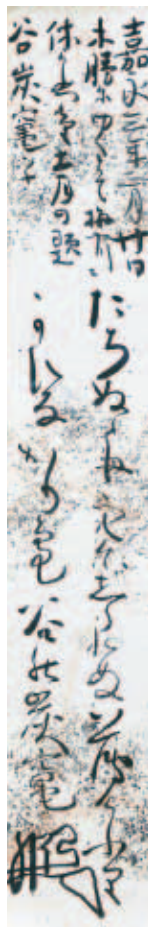
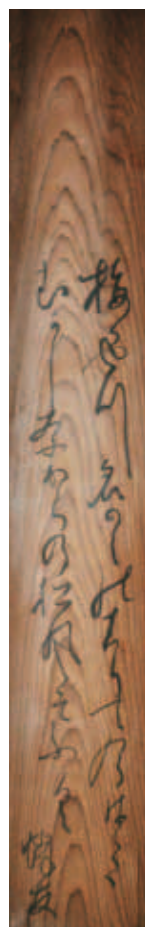
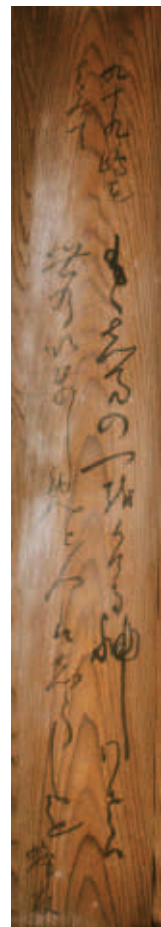
②池泉



③物見台

図18.「梅谷津御園地一圓分間図」

天保15年(1844) 松浦史料博物館蔵(254×291cm)

図19. 木勝に行くときの和歌
年代不詳 梅谷家所蔵(36×6cm)図20. 梅谷津についての和歌
年代不詳 梅谷家所蔵(36×6cm)図21. 九十九島を題材とした和歌
年代不詳 梅谷家所蔵(36×6cm)

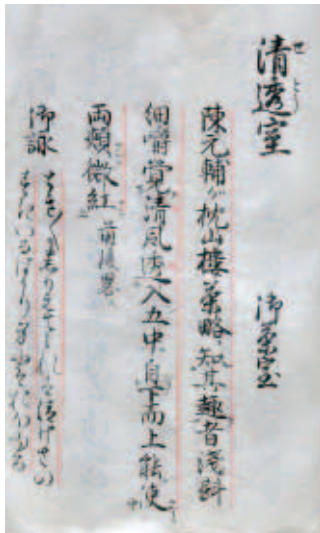


図22.「清透室」の記述

『梅谷津御園亭号并出所』年代不詳
梅谷家所蔵 (23.8×15.2cm)

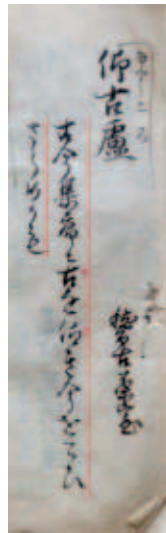


図23.「仰古蘆」の記述

『梅谷津御園亭号并出所』年代不詳
梅谷家所蔵 (23.8×15.2cm)

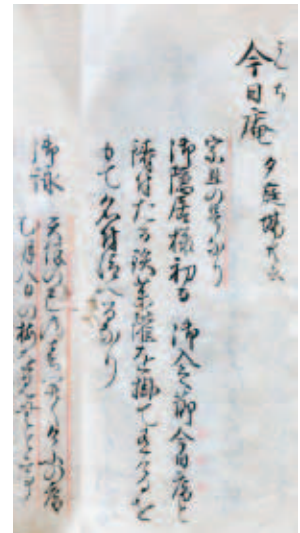


図24.「今日庵」の記述

『梅谷津御園亭号并出所』年代不詳
梅谷家所蔵 (23.8×15.2cm)



図25.「夕庭軒」額字

年代不詳 梅谷家所蔵 (66.2×29.5cm、厚さ1.5cm)

(1) 茶会・歌会

前節に述べたように、『梅谷津園守心得拾塵』の萬崑によると、茶道は園主の家業の一つに定められ、千家流を行うように指示している。松浦家には第4代藩主・鎮信が興した「鎮信流」という茶道の流派が伝えられている。鎮信は若年から茶の湯を嗜み、遠州流、一尾流、古市流、有楽流などの研鑽を行った。『亀岡随筆』にも、鎮信流を末代まで伝えていくためには他の流儀を立て、知る必要があることが挙げられている。

園内の「清透室」,「今日庵」(図18-⑤),「雲香亭」と呼ばれる茶室では千家流の茶会が催され、園内からの景色を題材とした歌(図19, 20, 21)が詠まれていたことが明らかとなった。「清透室」は、清の陳元輔が記した「枕山樓茶略」の一文である「知其趣者 浅斟細嚼 覺清風透入五中 自下而上 能使兩頬微紅」に由来して名付けられたことが記されており³⁾、「清透室」を題材に「ときどきにしりえてみれば 清けさの すきいるはかり みにそおほゆる」という歌が詠まれている(図22)。「仰古蘆」という古茶屋の記述(図23)もあり、古今和歌集の序文に記された「古を仰ぎ いまをこひざらめかも」に由来して名付けられた³⁾。別

名「夕庭場」とも呼ばれていた「今日庵」は、千利休の孫である茶人「千宗旦」の号にちなんで名付けられたことが記されており、「今日庵」を題材として「天保の己の春開く けふの庵 睦月八日の 梅をみむとて」というが詠まれている³⁾(図24)。拙岳和尚によって「夕庭軒」と記された額字が現存している(図25)。また、茶会で使用したと思われる茶器(図26)と、「不白」と銘の入った竹製の水指(図27)も現存している。「不白」とは、江戸中期の茶人「川上不白」のことで、江戸千家流の始祖になった人物である。

(2) 蹴鞠

園内には蹴鞠場(図18-⑥)が設けられ、その様子は天保10年(1839),片山舟水によって「蹴鞠之図」¹⁰⁾(図28)として掛け軸に描かれた。掛け軸には、「もののふの ころをねるは ひたふるに ゆみやとるとは かきらさりけり (武士の心を鍛えるのは、武術鍛錬ばかりでない)」と記されている。松浦熙の随筆『亀岡随筆』にも同一の記述がみられ、天保10年(1839)に梅ヶ谷津偕楽園に寄附した旨が記されている(図29)。松浦熙は天保7年(1836)から蹴鞠を始めており、安政2年(1855)には蹴鞠を梅谷家の家業に定めた⁶⁾(図30)。蹴鞠を行う際には免許状が必要であり、そのたびに京都へ免許証を取りに行ったことが記録され、免許状が現存している(図31, 32)。雌鹿の皮で作られた鞠(図33)と志佐横辺田村に住む新見新七の母・きよという97歳の老女が紡いだ麻糸で織った百婆布という布を蹴鞠用の袴として作ったと記録¹¹⁾(図34)に残る袴(図35)も保存されている。

(3) 月見会

園内南側には、1階が「玉兎観」、2階が「懷風臺」と名付けられた物見台(図18-③)が設けられていた³⁾(図36)。「玉兎」とは月の異称であるため、月を観賞



図26. 赤楽焼 梅谷家所蔵 (7×11cm)



図27. 水差し 梅谷家所蔵 (19×17cm)



図28. 「蹴鞠之図」 天保10年(1839)
孤雲斎片山舟水筆 梅谷家所蔵 (130×57cm)

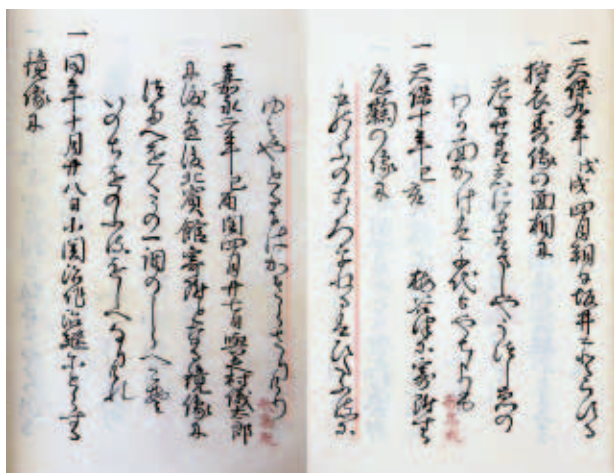


図29. 梅谷津に寄付したことが詠まれている歌
『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第26巻
松浦史料博物館蔵 (29×18cm)

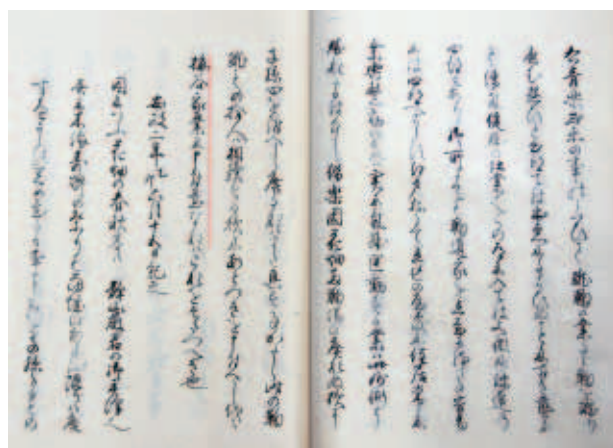


図30. 蹴鞠を家業に定めた記述
『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第65巻
松浦史料博物館蔵 (29×18cm)

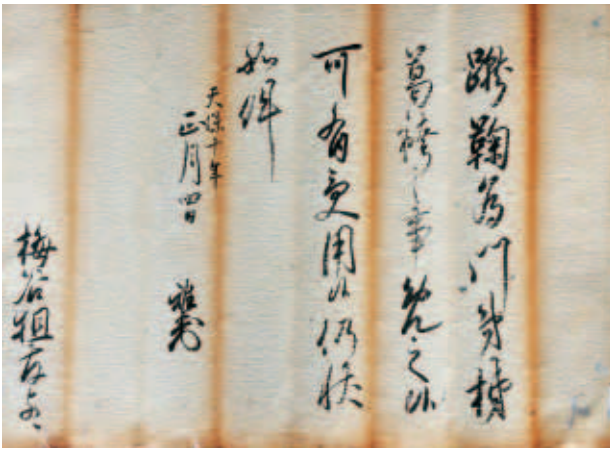


図31. 蹴鞠の免許状
天保10年(1839) 梅谷家所蔵(39×52cm)

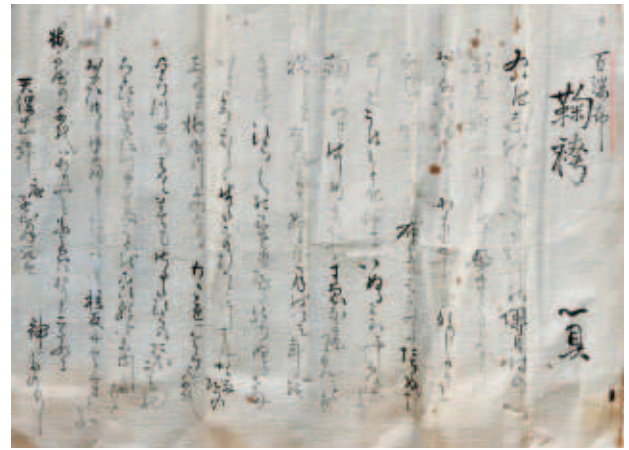


図34. 百婆布の記述
天保11年(1840) 梅谷家所蔵(34.5×46cm)

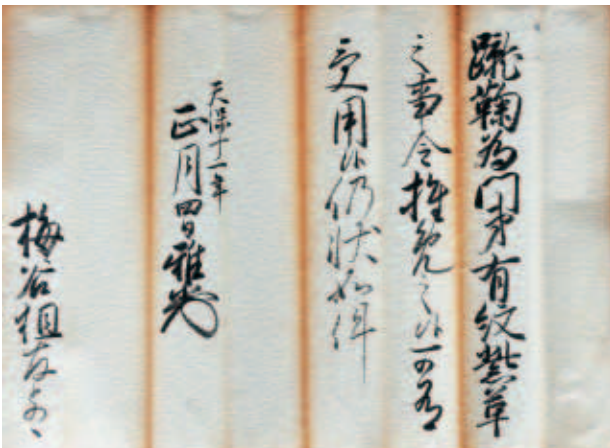


図32. 蹴鞠の免許状
天保11年(1840) 梅谷家所蔵(39×53cm)



図33. 蹴鞠で使した鞠 梅谷家所蔵(直径15cm)



図35. 蹴鞠で着用した袴 梅谷家所蔵(200×140cm)

するための場所であったと考えられる。園内では、月を題材にした和歌も詠まれた(図37)。

6. 避難場所としての機能

当時江戸では火災が頻発しており、平戸藩の江戸屋敷「蓬莱園」も幾度となく火災に見舞われた。そのた

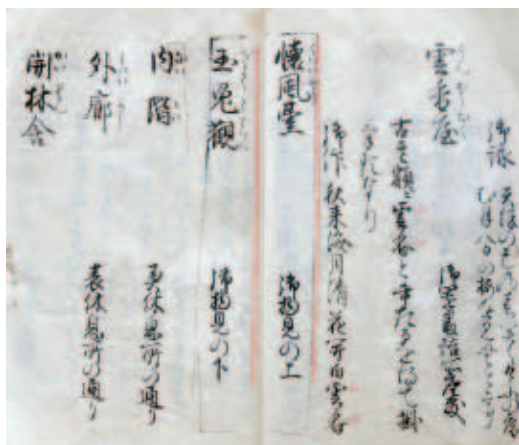


図36. 物見台の記述

『梅谷津御園亭号并出所』年代不詳 梅谷家所蔵 (23.8×15.2cm)

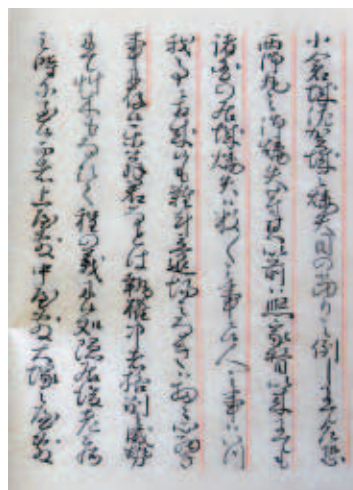


図39. 小倉城と佐賀城焼失に関する記述

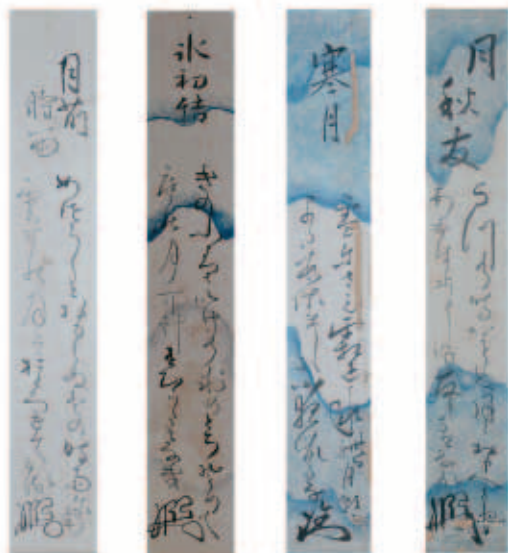
『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第67巻
松浦史料博物館蔵 (29×18cm)

図37. 月を題材にした和歌

年代不詳 梅谷家所蔵 (36×6cm)

卯癸 四十	寅壬 三十
（以下、詳細な記述が縦書きで記されている）	

図40. 非常時の避難場所に定めた記述

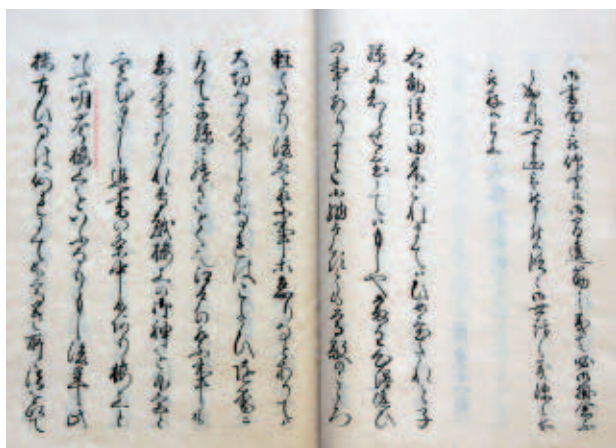
『家世年表』弘仁元年(810)～明治元年(1868)
松浦史料博物館蔵 (25×18cm)

図38. 八天狗神を明岑楼に祀った記述

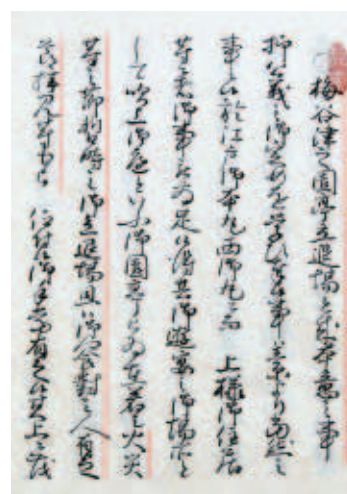
『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第4巻
松浦史料博物館蔵 (29×18cm)

図41. 非常時の避難場所に定めた記述

『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第67巻
松浦史料博物館蔵 (29×18cm)

め松浦熙は、文政7年（1824）に火除けと鎮火の神である「八天狗神」尊像を鍋島藩領・唐泉山の本宮から取り寄せ、「蓬萊園」内の明岑楼に祀って火除祈願を行ったことが記されている⁶⁾（図38）。

平戸での火災は稀であったが、松浦熙は小倉城、佐賀城の焼失を目の当たりにして、立退き場がないことは心細いことであると書き記している⁶⁾（図39）。そのため天保14年（1843）に梅ヶ谷津偕楽園を非常時の避難場所に定めたことが『家世年表』、『亀岡随筆』の記述から明らかとなった（図40, 41）。『亀岡随筆』に記された内容と同様の書物が子孫に受け継がれている（図42）。梅ヶ谷津偕楽園は居城から南約2kmの場所に位置し、城から同園までの経路には陸路と海路が存在し、いずれかの安全な経路を選んで避難することが可能であったと考えられる。火災に備えて江戸中期から明治初期頃にかけて用いられた「龍吐水」という消火道具も現存している（図43）。また、後々に梅ヶ谷津を不用の土地として取り崩す際には、その前に

別の避難場所を造営してから廃すことを命じた記録も残っている⁶⁾（図44）。さらには、「火難になると簡単に消えるものではない」「十分に火の用心をすること」などの内容の和歌⁶⁾（図45）もあり、日頃から火災への備えに努めていた様子が窺える。

園内には3つの井戸が設けられ、それぞれ「柿下川」、「清水川」、「洞川」と名付けられた（図46）。平戸では井戸のことを川と呼んでいたと記されている²⁾（図47）。これらの井戸を水源として確保し、上記の消火道具「龍吐水」を使用して消火に備えたと考えられる。

7. まとめ

梅ヶ谷津偕楽園は、『梅谷津園守心得拾塵の萬巻』に家業として記された歌道・鞠道・茶道が行われるなど、殖産振興実験場として以外にも庭園としても機能し、松浦鎮信の興した「鎮信流」という茶道の流派を

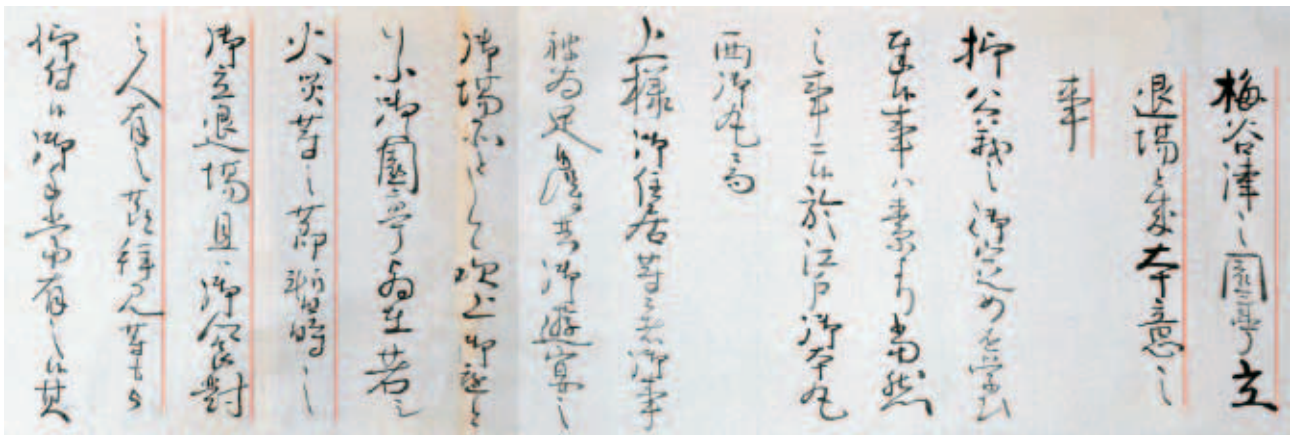


図42. 非常時の避難場所に定めた記述
梅谷家所蔵（15×658cm）



図43. 龍吐水 梅谷家所蔵（110×135cm）

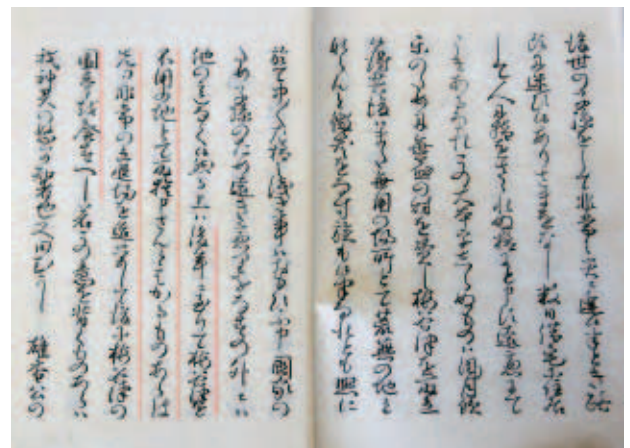


図44. 立退き場についての記述

『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第67巻
松浦史料博物館蔵（29×18cm）

君が代の歌をうたふはたう
あんい道——とて思ふ懐才一

君が世の乱れは遠しあまる火の

難は近しと覚悟第一

君の御代は平穩で、火難などうっかり忘れてしまひそうだが、困難はいつもそこにあるという覚悟が大事なのだ。

寛永廿九年正月
省世の中を健康に
敵

覺悟せば祈禱になりて消えるまじ

皆世の中は油断大敵

覚悟を決めて祈禱したとしても、一度火難になると簡単に消えるものではない。世の中にはいつも、油断大敵なのだ。

乙 融み今押さへてうけつて
神をねとて火用心せよ

大敵は今押し寄すか量られず

神を頼みて火用心せよ

大きな災いごとは、いつやってくるかは誰にも分からない。信心して、十分に火の用心しなさい。

図 45. 火災に対して用心を心掛ける和歌 『亀岡随筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第67巻 松浦史料博物館蔵(29×18cm)



図46. 井戸に関する記述

『亀岡隨筆』天保4年(1833)～安政5年(1858)第40卷
松浦史料博物館藏(29×18cm)



図47. 井戸の呼び方

『平戸咄』天保5年（1834）長崎歴史文化博物館蔵（25×18cm）

伝える役割を果たしていた。松浦熙が祖先の思いを深く敬い、末代まで教えを残そうとしたことが窺える。

また一方で、城下で火災が起きた際の避難場所としての機能も兼ね備えていたことが明らかとなった。梅ヶ谷津偕楽園は居城から2km離れた海沿いの場所にあるため、陸路及び海路を使い、火災から逃れることが可能であったと考えられる。「龍吐水」という消火道具が備えられ、火の用心を心掛ける和歌や同園を不用の土地として取り崩す前に別の避難場所を造営することが伝えられていたことから、火災への備えを徹底していたことが窺える。梅ヶ谷津偕楽園は防災施設としての役割があり、避難した際には本来の庭園としての癒しの空間としても機能したものと考えられる。

要約

平戸藩第10代藩主である松浦熙は、財政立て直し策の一つとして梅ヶ谷津偕楽園を造成した。本研究では松浦家の別邸庭園である梅ヶ谷津偕楽園の殖産振興実験場以外の機能について研究した。梅ヶ谷津偕楽園は、松浦熙が記した『梅谷津園守心得拾塵の萬崑』の中で家業とされた歌道・鞠道・茶道が行われ、松浦鎮信が興した「鎮信流」を伝えていくために千家流の茶会がされるなど、庭園としての機能以外にも、火災が起きた際の避難場所としても機能していたことが明らかとなった。園内には消火道具が備えられ、火の用心を心掛ける和歌や避難場所を常に確保することの重要性が伝えられ、後世まで家業を伝え、安全を確保するための防災施設として造成された庭園でもあったことが明らかとなった。

参考文献

- 1) 松尾麻衣子・永松義博・杉本和宏(2013): 殖産振興実験場としての「梅ヶ谷津偕楽園」: 日本造園学会誌ランドスケープ研究(オンライン論文) Vol.6,1-5
- 2) 長崎歴史文化博物館蔵 天保5年(1834): 平戸咄(25 × 18cm)
- 3) 梅谷家所蔵(年代不詳): 梅谷津御園亭号并出所(23.8 × 15.2cm)
- 4) 財松浦史料博物館蔵 弘仁元年(810)～明治元年(1868): 家世年表, 全2巻(25 × 18cm)
- 5) 財松浦史料博物館蔵 弘化元年(1844): 梅谷津御園地一圓分間図(254 × 291cm)
- 6) 財松浦史料博物館蔵 天保4年(1833)～安政5年(1858): 亀岡随筆, 全88巻(29 × 18cm)
- 7) 梅谷家所蔵 天保2年(1831): 梅ヶ屋の長うた(15.5 × 113cm)
- 8) 梅谷家所蔵(年代不詳): 近藤慶吉の肖像画(90 × 38cm)
- 9) 梅谷家所蔵 天保14年(1843): 梅谷津園主心得拾塵の萬崑(15.5 × 725.5cm)
- 10) 梅谷家所蔵 天保10年(1839): 蹴鞠之図(130 × 57cm)
- 11) 梅谷家所蔵(年代不詳): 百婆布の記述(34.5 × 46cm)

本研究は、JSPS 科学研究費助成事業（基盤研究 C）課題番号 15K07834 の助成を受けて行った。

